

## 建設工事成績評定評価委員会設置及び運営規程

### (設置)

第1条 この要領は、備前市が発注する建設工事に係る成績評定を適正かつ適格に行うことを目的として、建設工事成績評定評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 備前市建設工事成績評定要領に基づく工事の成績評定の結果の確認に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 市長公室長
- (2) 総務部長
- (3) 市民生活部長
- (4) 保健福祉部長
- (5) 産業部長
- (6) 建設部長
- (7) 教育部長

### (職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、市長公室長がその職務を代理する。

3 委員に事故があるときは、当該委員が指定した者がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き議決することができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見を聴くことができるものとする。

5 急施を要し、委員会の会議を開くいとまがないときは、委員に回議してこれに代えることができる。

### (秘密の保持)

第6条 委員会で審議された事項は、公表しないものとする。

2 委員長及び委員は、委員会の会議の内容を他に漏らしてはならない。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部契約管財課で処理する。

(その他)

第 8 条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。